

報 告 書

「むつ市議会基本条例」第18条に基づく
議会基本条例の検証及び見直し

令和5年10月4日

む つ 市 議 会

「むつ市議会基本条例」第18条に基づく
議会基本条例の検証及び見直しについて

本市議会では、平成25年6月26日の「むつ市議会基本条例」制定以来、市民に信頼され、活動力と創造力のある議会を築くため、本条例の実践に向け全議員で取り組んできたところではありますが、条例第18条に規定した本条例の目的に係る達成状況の検証と見直しについて、むつ市広報広聴委員会において協議いたしました。

検証の結果については、個別事項において今後取り組むべき課題を残しつつも、総体的にはおおむね及第点と判断いたしました。

なお、検証に係る付記事項として、委員会の活性化及び審査能力の向上を目指し、閉会中の活動や参考人制度等各種制度を積極的に活用すること。

また、開かれた議会とその機能の強化を目指し、多様な形での広報広聴活動や、市民本位の立場からの提言等を実現できるよう議員間での討議に積極的に取り組むこと。

議会活動及び議員活動に当たっては、効率化や双方向性等の観点からも、デジタル技術の活用を調査研究し、これを推進していく必要があるとの意見を付し、別紙のとおり、『「むつ市議会基本条例」第18条に基づく議会基本条例の検証及び見直し』について、公表いたします。

令和5年10月4日

むつ市議会議長 大 瀧 次 男

「むつ市議会基本条例」第18条に基づく議会基本条例の検証及び見直し

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A~d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
1	<p>(目的) 第1条</p> <p>この条例は、二元代表制の下、議会の役割を明らかにするとともに、情報公開と市民参加を基本とした議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、自律的、主体的な議会活動を行うことにより、市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	A	<p>新型コロナウイルス感染症により様々な社会活動が制限される中においても、議会報告会及び市民との意見交換会については、開催方法を検討し実施したほか、議会だよりの大幅なりニューアル、ホームページにおいて一般質問の音声の公開するなど、広報公聴活動のより一層の強化に取り組んできた。</p> <p>今後も市民の負託に応えるため、議会活動及び議員活動に真摯に取り組んでいく。</p>
2	<p>(議員の活動原則) 第2条第1項 第1号～7号</p> <p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議員間の自由な討議により合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うこと。</p> <p>(2) 一部の団体や地域の課題にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p> <p>(3) 調査研究活動と自己研鑽を通じて議員としての資質の向上に努めること。</p> <p>(4) 市民の意見把握と市政への反映に努めること。</p> <p>(5) 議会活動について市民に説明責任を果たすこと。</p> <p>(6) 公正性、透明性及び信頼性の確保に努めること。</p> <p>(7) 会議の招集があるときは他の用務等に優先させて出席すること。</p>	B	<p>しっかり各条項に沿って議員活動が行われているが、議会内での議論において、政党や派閥の枠を超えた広範な討議を奨励する必要がある。</p> <p>また、専門知識や専門家の意見を積極的に取り入れるために、委員会活動や専門部会の活性化を図ることも必要と考える。</p> <p>加えて、議員個々のスキル向上を支援するための研修やセミナーを定期的実施し、資質向上を促すことも必要であり、市民からの意見を積極的に収集し、地域の課題だけでなく市民全体の福祉に配慮した政策立案を行うための仕組みを強化するなど、なお一層の努力が必要と考える。</p>
3	<p>(会派) 第3条</p> <p>議会の会派は、政策立案、政策提言等の政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>	A	<p>適正に活動していると思われる。</p> <p>今後は、会派からの積極的な政策提言が求められる。</p>
4	<p>(議会運営の原則) 第4条第1項 第1号</p> <p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、傍聴の制限を行ったこともあり、傍聴者数は一時減少したものの、現在は通常時の傍聴者数に戻りつつあるが、傍聴者が少ないことが現実であるため、なぜ傍聴者が少ないかを分析する必要がある。</p> <p>また、傍聴の制限を行う際には、代替策として、ホームページにおいて配付資料の掲載をしたほか、一般質問の音声の配信等により、市民の傍聴意欲を低下させないよう取り組みを実施した。</p>
5	<p>第4条第1項 第2号</p> <p>(2) 議会本来の機能が発揮できるよう円滑、効率的な議会運営を図ること。</p>	A	<p>円滑、効率的な議会運営が行われていると思われる。</p>

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
6	第4条第1項 第3号 (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	A	行政視察報告書の公開や議案に対する賛否の公表、市民との意見交換会における意見や対応のホームページへの掲載等、開かれた議会に向けた取り組みが進められているものと考えます。 なお、公正性については確保されていると考えますが、不断の努力により、これを維持していくことが必要である。
7	第4条第1項 第4号 (4) 市民本位の立場から市長等の市政運営を監視し、評価すること。	B	市民からの意見を重視して市政運営を行っているものと考えます。 また、透明性をもって政策や決定を提示し、市民に情報を提供していることも評価すべき点である。 総じて、市民の利益と透明性を重視し、市民の声を常に聴き、改善に努める姿勢を持ち続けることの取組が必要と考えます。
8	第4条第1項 第5号 (5) 市民を代表する議決機関であることを自覚すること。	A	議決機関であるとの自覚はできていると考えます。
9	(議長及び副議長の選出) 第5条 議会は、議長及び副議長の選出方法の透明化を図るため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。	A	「むつ市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明会の実施に関する規程」を制定し、所信を表明する機会を確保するとともに、当該選挙において制度をしっかりと活用している。
10	(委員会の活動原則) 第6条第1項 委員会は、専門性とその特性を発揮するとともに、地方自治法に定める制度の活用等による議案等の審査の充実及び政策提案を積極的に行うものとする。	C	委員会はその機能の強化や意見交換の促進を図ることでより成果のある運営を目指す必要があるが、市民の利益や地域の発展を重視し、審査だけではなく具体的な政策提案も行う必要がある。
11	第6条第2項 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。	A	使用済燃料税条例の制定にあたり、特定納税義務者であるリサイクル燃料貯蔵(株)や親会社である東京電力HD(株)、日本原子力発電(株)を特別委員会に参考人として招致し、意見聴取での意見等を踏まえ条例を改正し、総務大臣の同意を得ることができたことから、本制度を効果的に活用できたものと認識している。
12	第6条第3項 委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに調査の充実に努めるものとする。	C	閉会中における所管事務調査は、現状、特別委員会では積極的に行われたと考えますが、常任委員会では行われなかったことから、今後は、閉会中の所管事務調査の積極的な活用が求められる。

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
13	(市長等との関係) 第7条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができるものとする。	B	当市議会では平成15年から一問一答方式を導入し、定着したことにより、制度の運用はおおむね良好に行われていると思われるが、時として意見や思いを中心に述べて、論点が簡潔・明快にされなかったことがあることから、引き続き、一般質問における対応力の向上など、自己研鑽に努めることが望まれる。
14	第7条第2項 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して、質問の趣旨、内容、背景及び根拠の確認のための反問をすることができるものとする。	B	市長に反問権を認めているが、反問権が行使されていない現状から、概ね適正に議論が行われているものと考えられる。
15	第7条第3項 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。	A	論点、争点を明確にして議論が行われていると考える。
16	(議会の機能強化) 第8条第1項～第3項 1 議会は、議員間における自由な討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに予算審議、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。 3 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。	C	同条項が議会の機能強化に繋がることは理解しているものの、実践できていない現状にある。
17	(議決事項の拡大) 第9条 法第96条第2項の議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に定めるものとする。	C	執行機関において、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定など、重要な計画等を議決事項に加えていることもあり、議決事項の拡大の必要性は認識しているものの、調査研究が進んでいない現状にある。
18	(市民と議会の関係) 第10条 第1項・第2項 1 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。	A	議会だよりやホームページを活用した情報公開をはじめ、会議の原則公開など、開かれた議会を目指した取り組みが行われていると考える。 一方で、常任委員会は傍聴者が少数という状況を踏まえ、今後も引き続き情報公開を徹底するなど、議会に足を運んでいただけるよう魅力の向上に努める必要がある。

NO	条文	評価 (A~d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
19	第10条第3項 議会は、議会活動を広く周知するため、コミュニティFM放送、ホームページ等様々な情報媒体を利用し、議会広報の充実に努めるものとする。	A	行政視察報告書の公開や議案に対する賛否の公表、議会だよりのリニューアル、議会公式フェイスブックの運用など、広報活動の強化、安定化が進んでいるものとする。 また、議会だよりのリニューアルにおいては、表紙のイラストを市内3高校の美術部に依頼し、作品を掲載することにより高校生などの若い世代の方にも身近に議会活動について、興味関心をもってもらえるような取り組みを進めている。 今後も、議会活動の周知のため、引き続き議会広報の充実に努めなければならない。
20	第10条第4項 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として位置けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	d	提案者の意見を聴く機会を設けると定めているものの、実施された事例がないことから検証の評価には該当しない。今後は意見聴取の機会確保に努める必要がある。
21	第10条第5項 議会は、市民の意見を議会活動に反映できるよう、年1回以上議会報告会及び意見交換会を開催するものとする。	B	コロナ禍で開催されない年度もあったが、それを除くと議会報告会を開催しており、この事項については達成できたと思われる。 今後は議会報告会が現状の開催方法のままでいいのか議論をする必要があると考える。
22	(広報広聴委員会) 第11条 第1項・第2項 1 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。	A	平成25年9月に広報広聴委員会を設置し、以降、議会だよりの編集や議会報告会及び市民との意見交換会の運営に中心的役割を担ったほか、新たに一般質問の音声をホームページで公開するなど、積極的な活動を行っており、この事項は十分達成されたと考える。
23	(議案に対する賛否の公表) 第12条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するものとする。	A	議案に対する議員の賛否については、平成25年12月の第218回定例会からホームページで公表を開始するとともに、平成27年3月の第223回定例会から議会だよりに掲載しており、十分達成できたと思われる。

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
24	(議会改革の推進) 第13条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。	A	広報広聴委員会を中心に改革に取り組んできており、令和元年度にタブレット端末導入を実現し、ペーパーレス化により経費節減、資料の効率的活用が進められている。 また、災害時においては、瞬時に情報共有が図られるなど、タブレット端末導入に伴う効果は大きいものであると認識している。 引き続き、先進的な取り組みを進めるなど、積極的に改革に努めていくことが求められる。
25	(議員の政治倫理) 第14条 第1項・第2項 1 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、兼業禁止など自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、また、市民の疑惑を招くことがないように行動しなければならない。 2 議員は、法令、条例及び会議規則等を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求をしてはならない。	A	総じて、議員としての倫理義務は遵守されているものと考えており、今後も引き続き、政治倫理の遵守、向上に努めるべきである。
26	(議会事務局の体制整備) 第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。	d	議員からの政策立案や政策提言等の事例がないことから検証の評価に該当しない。 なお、当該事例はないものの、調査部門の充実や法務機能の充実、強化は必要と考える。
27	(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	B	定期的に、図書を購入し図書室の充実を図っているものの、更なる充実が求められると考える。 今後は、デジタルトランスフォーメーションを推進させる観点からも、図書室の充実のみならず、各議員に配備されているタブレット端末の積極的な活用を踏まえ、電子図書等の導入等についても調査研究を進めていく必要がある。
28	(最高規範性) 第17条 第1項・第2項 1 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定することができない。 2 議会は、議員に対して、この条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。	B	当該条例が議会における最高規範であるとの趣旨については、全議員が理解しているものとする。 一方で、研修については日程調整の問題等もあり、全体での研修を行うことができなかったことから、次回の改選期においては研修の確実な実施に努める必要がある。

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
29	<p>(見直し 手続) 第18条</p> <p>1 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。</p>	B	<p>議会基本条例制定後、3度目の検証及び見直しになり、前回の見直しを踏まえ改善された事項が増えた一方、今後の課題として改善が求められる事項もあるが、総体的にはおおむね及第点と判断できるものと考えている。 今後においては、課題となっている事項について所用の措置を講じつつ、検証を続けていく必要があると考えている。</p>

【今後の取り組むべき重点課題】

委員会の活性化及び審査能力の向上を目指し、閉会中の活動や参考人制度等各種制度を積極的に活用すること。

また、開かれた議会とその機能の強化を目指し、多様な形での広報広聴活動や、市民本位の立場からの提言等を実現できるよう議員間での討議に積極的に取り組むこと。

なお、議会活動及び議員活動に当たっては、効率化や双方向性等の観点からも、デジタル技術の活用を調査研究し、これを推進していくこと。